

6. 乙は、「テストコレクション2」を用いた評価結果を広告、宣伝、営利等の目的、および誹謗、中傷などに用いてはならない。

第八条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一カ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とする。以後も同様とする。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行なうこととする。

第九条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一カ月前までに、当該年度の「テストコレクション2」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（データの使用中止）

乙は、以下の場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション2」の使用を中断し、当該データを速やかに消去しなければならない。

1. 本覚書に違反する使用が認められた場合、「テストコレクション2」全体を速やかに消去しなければならない。
2. データの権利者からデータ使用中止の申し入れがあった場合、当該部分について、データを速やかに消去しなければならない。

第十一条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十二条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 東京都立川市緑町 10-3
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
機構長 藤井 良一

(担当窓口： 〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 国立情報学研究所 NTCIR 事務局)

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____ 印 _____